保地福第 100 号
令和２年７月１日

市政記者各位

保健福祉局総務企画部地域福祉課長

全国初！ 社会福祉協議会と金融機関による終活に係る
包括連携協定締結（福岡市社会福祉協議会の取組み）

福岡市と連携して地域福祉を推進する（社福）福岡市社会福祉協議会が，この度，金融機関（西日本シティ銀行）と終活に係る包括連携協定を結び，別添のとおりプレスリリースすることとなりましたので，お知らせします。

【本件に関するお問い合わせ先】
〇社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉課事業開発係
担当者名：栗田　　TEL：092-720-5356

保健福祉局総務企画部地域福祉課
担当者名：中村，久田
TEL：092-733-5346

PRESS　RELEASE

2020年7月1日

報道関係各位

社会福祉法人
福岡市社会福祉協議会

全国初！社会福祉協議会と金融機関による終活に係る包括支援の連携協定を7月1日に締結

福祉サービスと遺言信託の業務提携により、終活の不安を解消

超高齢社会の進行に伴い、自身の身の処し方を考え、準備する「終活」の重要性も増しています。しかし一言で終活といっても、葬儀・財産・生前整理・住まい・介護など幅が広く、そのために準備が思うように進まない、というのが実情です。

そこで、終活に関する総合相談窓口を有する福岡市社会福祉協議会は、財産に関する専門相談窓口である西日本シティ銀行と連携することで、両者が窓口のお客様をつなぎ、終活の準備を進めるための大きな受け皿を構築します。

また、市民の間で社会貢献への関心や機運が高まっている中、自身の財産を福祉団体等へ遺贈・寄付する例も増えています。西日本シティ銀行との連携により、このような相談者の想いを実現するために必要な手続きをスムーズ化し、社会貢献活動の促進に寄与します。

例えばこんなとき、「助かった！」のお手伝いをします（イメージ図）

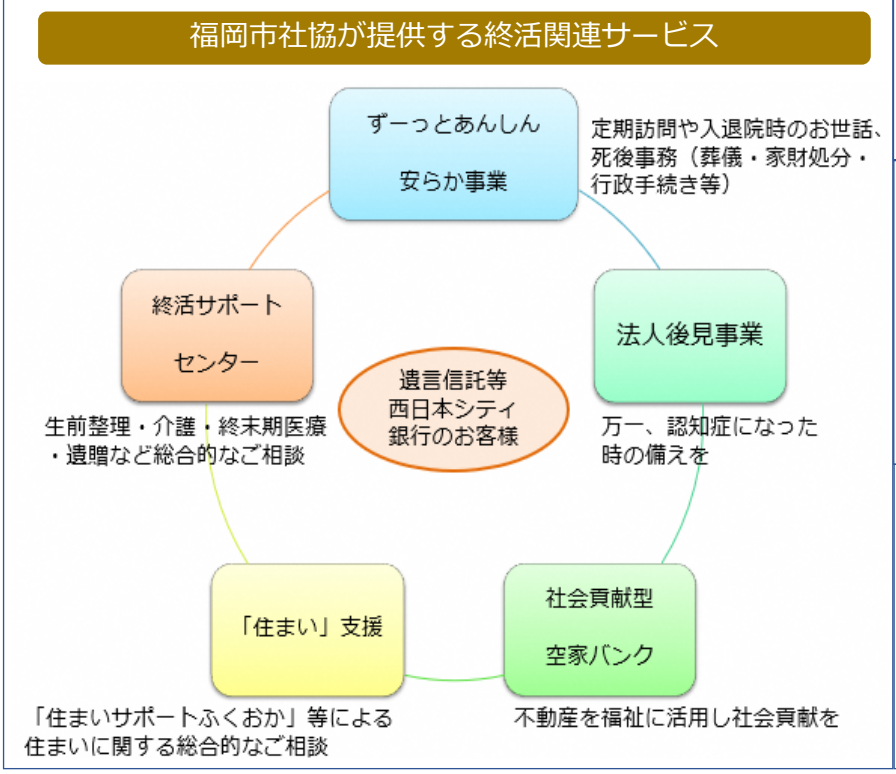

～身寄りがなく、死後が心配～

死後事務委任契約により、親族に代わって葬儀・納骨・家財処分等を行います

～手ごろな賃貸物件を探しているのに新居は高齢で見つからない～

住まいサポートふくおかの協力店を通じて新居を探します

～認知症になったとき、詐欺にあわないか不安～

法人後見事業により、顧客の権利・財産を守ります

本リリースに関するお問合せ先

担当部署　：　社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉課 事業開発係

担当者　　：　栗田　将行

ＴＥＬ　　：　092-720-5356　　ＦＡＸ　：　092-751-1509

西日本FH 西日本フィナンシャルホールディングス

News Release

西日本シティ銀行

2020 年 7 月 1 日

～ 地域社会に貢献したいお客さまの気持ちをサポート ～

福岡市社会福祉協議会との遺言信託等に関する業務協定の締結について

西日本シティ銀行（頭取 谷川 浩道）は、お客さまの多様なニーズにお応えするため、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会と遺言信託等の相続関連サービスの提供に関する業務協定（以下「本協定」）を締結しましたので、お知らせします。

なお、銀行と社会福祉協議会が連携し、相続関連サービス・終活関連サービスを提供することは、全国初の取組みとなります。

当行は、これからも外部機関とも積極的に連携しながら、お客さまに親身になって寄り添い、お気軽にご相談いただける金融機関を目指してまいります。

記

１．協定の目的

本協定に基づき、当行は、地域社会への貢献のために、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会への遺贈または相続財産の寄附を希望されるお客さまに対して、遺言信託等の相続関連サービスを提供します。

一方、後見制度の利用、医療・介護の相談、空き家の活用等の「終活」関連のサービスを希望されるお客さまに対しては、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会を紹介することにより、お客さまの多様なニーズにお応えします。

２．協定のスキーム図

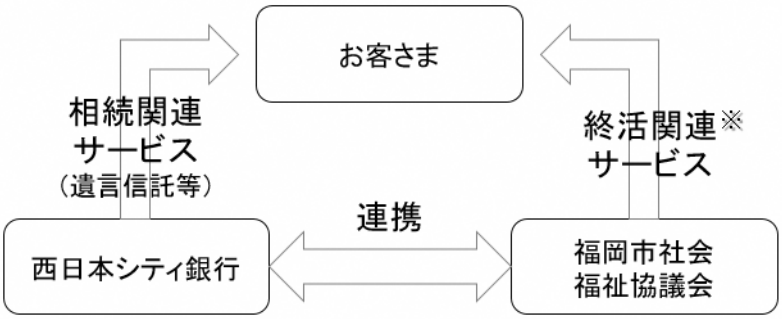

※終活関連サービスの詳細については、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会のホームページ（http://www.fukuoka-shakyo.or.jp/work_service/shukatsu_support.html）をご確認ください。

３．協定書締結日

2020 年 7 月 1 日（水）

以　上

本件に関するお問い合わせ先
プライベートバンキング部　野口・平戸　TEL 092-476-2708